

令和 7 年 度 施 行

業務設計書（公示用）

業務名：札幌市西部地区河川巡視業務

令和 7 年 3 月 単価適用

下水道河川局 事業推進部 河川管理課 指導担当係

役務名

札幌市西部地区河川巡視業務

役 務 説 明

1. 役務の概要

本業務は、河川及び管理施設がもつ治水・利水及び環境上の本来の機能が維持され、適正な利用が図られることを目的として、本市管理河川の定期的な巡視、及び雨水貯留池、その他公有財産の巡視を実施するものである。

河川巡視：187河川、228.67km（のべ629.97km）

施設巡視：59カ所、4.199km

その他公有財産巡視：73カ所

2. 履行場所

中央区・北区・東区・西区・手稲区

3. 履行期間

契約締結日から令和8年1月30日

4. 仕様書等

- ① 別添の業務仕様書

5. 着手

受託者は、本役務を実施するにあたり役務着手前に役務内容の詳細について本市と十分協議し、次の書類を提出するものとする。

- ① 着手届
- ② 主任技術者指定通知書及び経歴書

6. 完了

受託者は、本役務の完了後、速やかに次の書類を提出するものとする。

- ① 完了届

7. 納入成果品

業務仕様書による。

業 務 仕 様 書

1 目 的

本業務は、札幌市が所管する河川等を適切に管理し、必要な機能を維持するため、河川等の巡視を行うものである。

2 業務の概要

- | | |
|----------------|----|
| (1) 河川巡視工 | 一式 |
| (2) 施設巡視工 | 一式 |
| (3) その他公有財産巡視工 | 一式 |

3 業務内容

本業務は、河川及び貯留施設がもつ治水・利水及び環境上の本来の機能等が維持され、適正な利用が図られること及び所管用地が適正に管理されることを目的として、本市管理河川の定期的な巡視と雨水貯留池及びその他公有財産の巡視を行うものである。河川、施設及びその他公有財産巡視の作業内容は、以下のとおりとする。

(1) 共通事項

- ① 現地にて巡視を行う巡視員は、本市から発行された身分証明書を常に携帯すること。
- ② 巡視は3名で行う事を基本に班単位で実施するものとし、巡視員の班構成は、巡視要員2名、運転要員1名とすること。
- ③ 巡視においては、別添1「巡視項目」及び別添2「巡視確認箇所」に定める項目について確認すること。
- ④ 巡視中、少量の投棄物を発見した場合、巡視時に清掃等の作業を併せて行うこと。
- ⑤ 前年異常報告があった箇所については全て確認し、経過状況を日報で報告し、成果品の中に状況の現地写真を格納すること。

(2) 河川巡視工

- ① 巡視の対象は、委託区域内にある本市管理河川で、詳細は別添3の「河川別巡視調書」及び添付の「河川巡視位置図」によること。
- ② 巡視回数は、重要河川（1・2級及び準用河川、市街化区域を含む、または2年間のうちいずれの年に異常がある普通河川）は年2回、その他の河川（重要河川以外の普通河川）は年1回巡視することを基本とし、河川毎の詳細は、別添3「河川別巡視調書」によること。
- ③ 巡視時期は、重要河川の1回目巡視は8月末まで、2回目巡視は11月末までとし、各河川の巡視間隔は3カ月以上空けることとする。また、その他の河川は8月末までに巡視を行うこと。
- ④ 河川巡視は、徒歩による目視を原則とし、両岸（片岸ずつ往復）からの巡視を基本とするが、

重要河川の暗渠区間及び未整備区間及び、その他の河川は、片岸からの巡視とする。詳細については、別図-1 イメージ図によること。

- ⑤ 暗渠河川や道路横断部等の地下埋設施設の巡視は、施設埋設部付近の地表面の状況（沈下の有無）とマンホール等の破損状況（段差、ガタツキの有無）を目視等により確認すること。
- ⑥ 河川管理施設の破損、詳細な施設点検や緊急的に施設補修等が必要な異常を発見した場合や流水に著しい影響を与える状況を発見した場合には、直ちに委託者に連絡し、必要な措置等についての指示を受けるものとする。

(3) 施設巡視工

- ① 施設巡視の対象は、委託区域内の雨水貯留施設とする。詳細は、別添4「雨水貯留池調書」によること。巡視項目（別添1）を施設毎に確認することとする。
- ② 施設巡視は、年1回、6月末(出水期前)までに実施すること。
- ③ 施設の破損のうち、危険度が高く緊急的な措置が必要な異常を発見した場合は、直ちに委託者に連絡し、必要な措置等についての指示を受けるものとする。

(4) その他公有財産巡視工

- ① その他公有財産巡視の対象は、委託区域内の札幌市下水道河川局事業推進部河川管理課が所管する土地とする。詳細は、別添5「その他公有財産調書」によること。
- ② その他公有財産巡視は、年1回実施すること。
- ③ これまでに確認されている境界標は可能な範囲で確認すること。

(5) 巡視結果の報告

- ① 日々の巡視結果は、巡視日誌（様式1及び様式2）により委託者に提出すること。
詳細については、「5 提出書類 (2) 巡視日誌」及び様式1及び様式2のとおりとする。
- ② 重大な異常を発見し委託者に連絡を行った場合は、補足の詳細資料を河川ごとに取りまとめ提出すること。
- ③ 緊急対応や必要な措置を行った場合は、対応記録を取りまとめ、委託者に提出すること。
- ④ 巡視業務で撮影した写真については、河川毎及び施設毎に取りまとめ提出するものとする。
詳細については、「5 提出書類 (5) 成果品」によること。
- ⑤ 受託者及び委託者は、必要な指示・承諾・協議・確認事項については、別に定める様式4「巡視業務協議簿」により、書面にて行うものとする。

4 巡視員に必要な資格等

巡視員に必要な資格等については、下記の通りとする。

区 分	免 許・資 格・経 歴
運転要員	普通自動車の運転免許を有する者
巡視要員	概ね２年以上の道路又は河川の維持管理に関わる業務経験を有する者
主任技術者 ※１	２級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する

※１ 当該業務において指定する主任技術者は、主に業務に係る総合調整を行う事とし、当該業務の専従は必要としないものとする。なお、着手にあたり、主任技術者指定通知書を提出するものとする。

5 提出書類

(1) 業務実施計画書

業務着手後、速やかに業務を履行するために必要な手順や工法等についての業務実施計画書を委託者に提出しなければならない。なお、業務実施計画書を厳守し業務にあたること。

業務実施計画書には次の事項を記載しなければならない。また、委託者が、記載された事項以外の内容について補足を求めた場合には、追記するものとする。

ア 業務概要

イ 計画工程表

河川巡視に係る工程表と巡視項目を記載する。

施設巡視に係る工程表と巡視項目を記載する。

その他公有財産巡視に係る工程表と巡視項目を記載する。

ウ 業務従事者（巡視員）登録通知書

巡視作業に従事する者の氏名、年齢、連絡先等について記載し、経歴書を添付すること。

主任技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うものとする。

エ 体制組織表（緊急時の連絡体制等）

オ 施行方法

河川パトロール車は受託者が用意するものとし、車輛番号、型式について記載し、車両の写真を添付すること。

危険行為や禁止行為を発見した場合についての、対処方法を記載列挙する。

施設破損に伴う緊急対応について、事例に応じた施行方法について記載する。

カ 安全管理計画

キ その他委託者が別途指定する書類等

(2) 巡視日誌

巡視後、巡視日誌（様式 1、様式 2）を 3 営業日以内に提出すること。巡視日誌の提出については、電子メールによる提出も可能とする。

ア 様式 1

巡視河川、巡視延長、巡視施設、異常の有無、異常の内容等を記載する。

イ 様式 2（異常箇所毎に提出）

下記のような新たな異常又は著しく悪化した異常が発見された場合、提出すること

- ・ 河川管理施設の破損（転落防止柵の傾倒な、護岸のひび割れなど）
- ・ 河川管理施設の機能異常（土砂堆積、溢水の恐れなど）
- ・ 不法占用（畑の越境、取水ポンプの設置など）
- ・ 不法投棄（自転車、冷蔵庫等回収が困難なものの投棄）

(3) 巡視月報

巡視月報（様式 3）を翌月 5 日までに委託者に提出すること。

(4) 写真

以下の撮影した写真については、項目ごとに整理し、翌月 5 日までにデータで提出すること。

項 目	写 真 の 内 容
巡視成果	河川巡視：始点・終点を含め概ね 200m 毎の河川、すべての暗渠マンホール（近景と遠景）での撮影成果 ＊測点順に並べる 施設巡視：施設全景、導水管のマンホール及びグレーチング その他公有財産：全景
施設、河道の状況	主に施設破損等の異常、河川樹木の越境や倒木
河川区域の状況	主に不法占用等の異常 ＊法 16 条 3 の河川、又は、河川敷地以外は不法占用の対象外。
許可を要する行為	許可工作物の異常、無許可行為の状況
橋梁	橋梁状況（全体を通して 1 回）
その他公有財産	境界標、主に不法占用等の異常、許可・貸付の状況、樹木や工作物などの越境（隣接地からの越境を含む）
その他	軽度な異常、河川管理施設以外で河川に影響を及ぼしそうな異常 異常解消箇所
巡視状況	安全管理の状況等

(5) 成果品

業務完了時には、成果品作成前に委託者と十分に協議を行い、河川別巡視結果について、次の項目

を参考に作成し、業務成果品として提出すること。

ア 平面図（様式５）

委託者より提供する河川別平面図に異常箇所を記入する。

なお、様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用できる。

イ 異常箇所一覧表（様式６）

河川別に異常箇所を集約したもの（「ア 平面図」に付帯するもの）。

なお、様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用できる。

6 諸法令の厳守

- (1) 受託者は、当該業務に関する諸法令及び諸法規を厳守し、業務が円滑に遂行できるよう努めなければならない。
- (2) 諸法令及び諸法規の適用は、受託者の責任と費用負担において行われなければならない。

7 官公庁等への手続き

- (1) 業務施行のため、必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、すみやかに委託者と協議するものとする。

8 特記事項

- (1) 本業務に関する事項及び作業上知り得た一切の事項について、これを外部に漏洩してはならない。
- (2) 巡視結果及び成果品については、本市の同意なくして使用してはならない。
- (3) 巡視作業に入る前に地元住民と十分に協調を保ち混乱等を起こさないように心掛けなければならない。
- (4) 本業務において、巡視中は「札幌市河川巡視中」及び「業務受託者名」の表示をすること。
表示物については指定せず、受託者が用意すること。
- (5) 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、委託者に借用書又は受領書を提出しなければならない。また、受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (6) 巡視対象延長及び巡視位置に疑義が生じた場合、委託者と協議すること。なお、この協議は、様式４「巡視業務協議簿」により、書面にて行うものとする。

- (7) 受託者は、下表に定める期間ごとの役務を完了したときは、遅滞なく完了届を提出すること。完了検査に合格した時は、下表に定める期間ごとの契約金額の支払いを請求することができる。

	期間	支払金額
1	契約締結日～ 8 月 31 日	契約金額の 50%相当額 （円未満切り捨て）
2	9 月 1 日～完了日	残 額 （端数調整分加算）

9 そ の 他

この仕様書に定めのない事項については、受託者と委託者が協議のうえ定めるものとする。

様式2

巡視時における 前年からの変化				0		現状			
No	0000	区	名称	区分	SP	左右岸	住所(地先)	x座標	y座標
SP不明									

■巡視情報

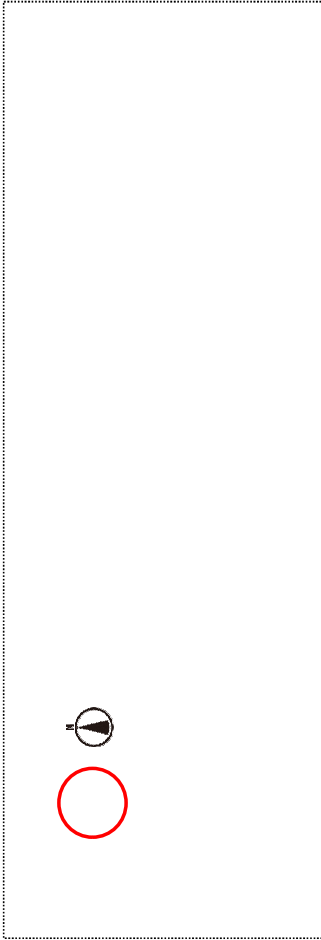
最新年度	大分類		小分類	備考その他
異常発見初年度	状況・規模			
	前年からの変化			
	巡視業者・ 指導担当係 コメント			

施工年度	周辺影響度				
その他備考					

■維持係記入欄1(対策実施前)

最終記入年月日	記入者	前回記入年月日	記入者
現況評価S (損傷度)	現地確認	確認年月日	
優先度 グループ		対策方針T	
対応見込	対応予定時期	実施予定主体	
対応方針等 コメント			
概算(千円)			
概算 根拠・内訳			
備考			

■位置図(該当箇所を赤丸などで表示)



■状況写真(巡視報告・維持係現地確認) 撮影年月日、コメント等

20xx.xx.xx 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	20xx.xx.xx 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
20xx.xx.xx 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	20xx.xx.xx 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

■維持係記入欄2(対策実施後)

最終記入年月日	記入者		
実施時期	費用実績(千円)	実施主体	
実施概要			

■完了後などの写真

20xx.xx.xx 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	20xx.xx.xx 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
--	--

様式 3

課 長	係 長	業務員

巡視業者名

河 川・施 設 巡 視 月 報 (1/2)

(1/2)

業務名				実施月	
日	河川名・施設名	区間・箇所	延長	異常の有無（異常内容）	
1			km		
2			km		
3			km		
4			km		
5			km		
6			km		
7			km		
8			km		
9			km		
10			km		
11			km		
12			km		
13			km		
14			km		
15			km		

特記事項

河 川・施 設 巡 視 月 報 (2/2)

(2/2)

業務名				実施月	
日	河川名・施設名	区間・箇所	延長	異常の有無（異常内容）	
16			km		
17			km		
18			km		
19			km		
20			km		
21			km		
22			km		
23			km		
24			km		
25			km		
26			km		
27			km		
28			km		
29			km		
30			km		
31			km		
特記事項					

業務名：																			
No.	発議者		発議 年月日	回 答 希望日	項 目							協 議 内 容		受託者：			委 託 者		
	受 託 者	委 託 者			提 出	報 告	通 知	届 出	確 認	※様式7		資料名	内 容	受託者氏名	処理・ 回答内容	処理・ 回答日	業務員名	処理・回答内容	処理・ 回答日
								指 示	協 議	承 諾									
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			

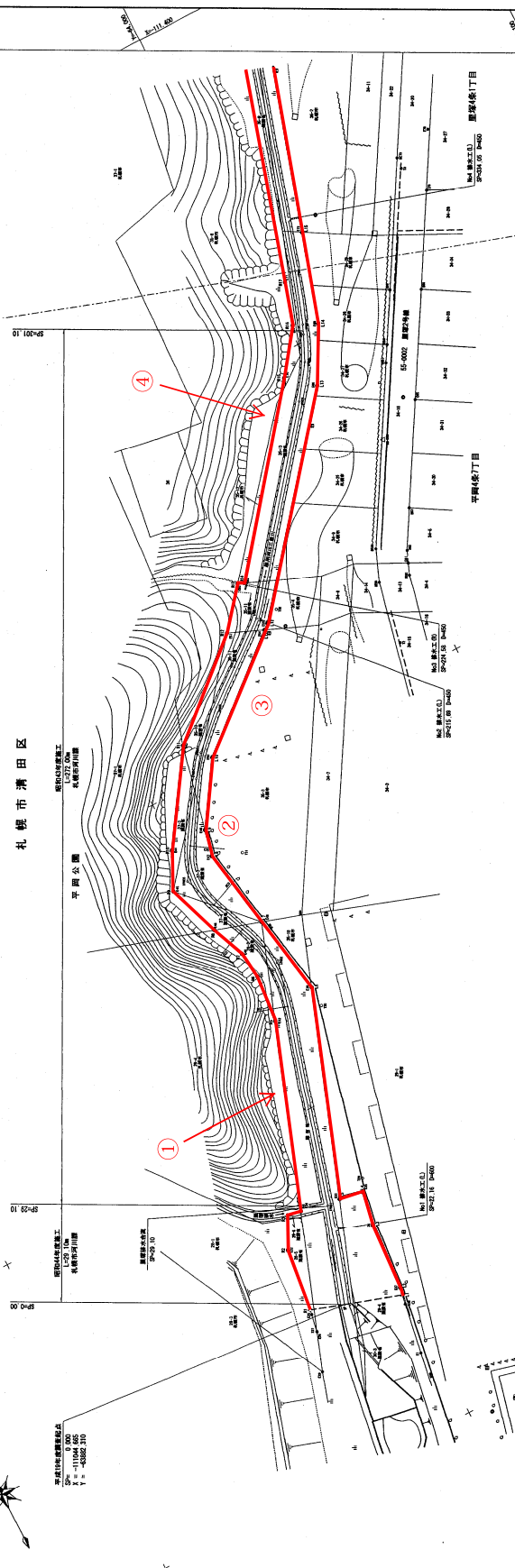
※ ① この業務協議簿をもって、提出が行われたものとする。
② 受託者氏名については、主任技術者を記入する。
③ 指示・協議・承諾に係る事項については、別途書面(様式7)の書面によること。また、業務内容の変更対象と判断される報告等の場合は、別途書面(様式7)で提出することとする。

X	出 租 率					Z	Y	(標準差)
	4	5	6	7	8			
PM1	1-4-25	4	13 36	28 638	2 266	-11037 804	-6380 252	
PM2	1-4-25	4	13 36	28 638	2 266	-11142 500	-6381 671	
PM3	1-4-25	4	13 36	28 638	2 266	-11142 500	-6381 671	
PM4	1-4-25	4	13 36	28 638	2 266	-11142 500	-6381 671	
PM5	1-4-25	4	13 36	28 638	2 266	-11142 500	-6381 671	
PM6	1-4-25	4	13 36	28 638	2 266	-11142 500	-6381 671	
PM7	1-4-25	4	13 36	28 638	2 266	-11142 500	-6381 671	
PM8	1-4-25	4	13 36	28 638	2 266	-11142 500	-6381 671	
PM9	1-4-25	4	13 36	28 638	2 266	-11142 500	-6381 671	
PM10	1-4-25	4	13 36	28 638	2 266	-11142 500	-6381 671	
PM11	1-4-25	4	13 36	28 638	2 266	-11142 500	-6381 671	

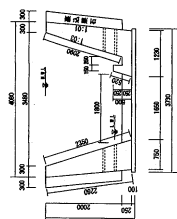
中 心 成 本 表		（单位：百万元）	
成本	Y	Y 的方差	标准误差
折旧	11004.66	4882.33	0.000
租金	10372.64	4949.312	29.353
水电	1712.68	4830.947	69.782
燃料	1712.68	4830.947	69.782
维修	1116.8	4830.947	69.782
其他	1116.8	4830.947	69.782
工资	11116.8	4830.947	69.782
福利	11116.8	4830.947	69.782
折旧	11004.66	4882.33	0.000
租金	10372.64	4949.312	29.353
水电	1712.68	4830.947	69.782
燃料	1712.68	4830.947	69.782
维修	1116.8	4830.947	69.782
其他	1116.8	4830.947	69.782
工资	11116.8	4830.947	69.782
福利	11116.8	4830.947	69.782
折旧	11004.66	4882.33	0.000
租金	10372.64	4949.312	29.353
水电	1712.68	4830.947	69.782
燃料	1712.68	4830.947	69.782
维修	1116.8	4830.947	69.782
其他	1116.8	4830.947	69.782
工资	11116.8	4830.947	69.782
福利	11116.8	4830.947	69.782
折旧	11004.66	4882.33	0.000
租金	10372.64	4949.312	29.353
水电	1712.68	4830.947	69.782
燃料	1712.68	4830.947	69.782
维修	1116.8	4830.947	69.782
其他	1116.8	4830.947	69.782
工资	11116.8	4830.947	69.782
福利	11116.8	4830.947	69.782
折旧	11004.66	4882.33	0.000
租金	10372.64	4949.312	29.353
水电	1712.68	4830.947	69.782
燃料	1712.68	4830.947	69.782
维修	1116.8	4830.947	69.782
其他	1116.8	4830.947	69.782
工资	11116.8	4830.947	69.782
福利	11116.8	4830.947	69.782
折旧	11004.66	4882.33	0.000
租金	10372.64	4949.312	29.353
水电	1712.68	4830.947	69.782
燃料	1712.68	4830.947	69.782
维修	1116.8	4830.947	69.782
其他	1116.8	4830.947	69.782
工资	11116.8	4830.947	69.782
福利	11116.8	4830.947	69.782
折旧	11004.66	4882.33	0.000
租金	10372.64	4949.312	29.353
水电	1712.68	4830.947	69.782
燃料	1712.68	4830.947	69.782
维修	1116.8	4830.947	69.782
其他	1116.8	4830.947	69.782
工资	11116.8	4830.947	69.782
福利	11116.8	4830.947	69.782
折旧	11004.66	4882.33	0.000
租金	10372.64	4949.312	29.353
水电	1712.68	4830.947	69.782
燃料	1712.68	4830.947	69.782
维修	1116.8	4830.947	69.782
其他	1116.8	4830.947	69.782
工资	11116.8	4830.947	69.782
福利	11116.8	4830.947	69.782
折旧	11004.66	4882.33	0.000
租金	10372.64	4949.312	29.353
水电	1712.68	4830.947	69.782
燃料	1712.68	4830.947	69.782
维修	1116.8	4830.947	69.782
其他	1116.8	4830.947	69.782
工资	11116.8	4830.947	69.782
福利	11116.8	4830.947	69.782
折旧	11004.66	4882.33	0.000
租金	10372.64	4949.312	29.353
水电	1712.68	4830.947	69.782
燃料	1712.68	4830.947	69.78

※ 異常箇所の番号を記載する

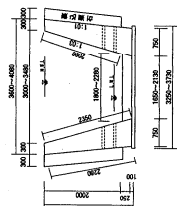
札幌市清田区



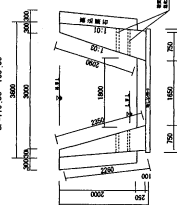
定 規 圖
S=1:50
P=0.00~20.00



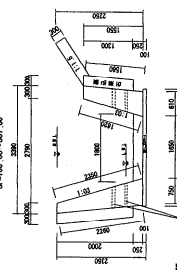
定規圖
S=1:50
20 00~35 00



定規圖
S=1:50
R=35 00~50 00



定 義

[illegible]

变量名称	变量描述	变量单位
1	Y	元
2	X	元
3	Y	元
4	X	元
5	Y	元
6	X	元
7	Y	元
8	X	元
9	Y	元
10	X	元
11	Y	元
12	X	元
13	Y	元
14	X	元
15	Y	元
16	X	元
17	Y	元
18	X	元
19	Y	元
20	X	元
21	Y	元
22	X	元
23	Y	元
24	X	元
25	Y	元
26	X	元
27	Y	元
28	X	元
29	Y	元
30	X	元
31	Y	元
32	X	元
33	Y	元
34	X	元
35	Y	元
36	X	元
37	Y	元
38	X	元
39	Y	元
40	X	元
41	Y	元
42	X	元
43	Y	元
44	X	元
45	Y	元
46	X	元
47	Y	元
48	X	元
49	Y	元
50	X	元
51	Y	元
52	X	元
53	Y	元
54	X	元
55	Y	元
56	X	元
57	Y	元
58	X	元
59	Y	元
60	X	元
61	Y	元
62	X	元
63	Y	元
64	X	元
65	Y	元
66	X	元
67	Y	元
68	X	元
69	Y	元
70	X	元
71	Y	元
72	X	元
73	Y	元
74	X	元
75	Y	元
76	X	元
77	Y	元
78	X	元
79	Y	元
80	X	元
81	Y	元
82	X	元
83	Y	元
84	X	元
85	Y	元
86	X	元
87	Y	元
88	X	元
89	Y	元
90	X	元
91	Y	元
92	X	元
93	Y	元
94	X	元
95	Y	元
96	X	元
97	Y	元
98	X	元
99	Y	元
100	X	元

◎	新設石標
⊕	新設金屬標
⊗	新設條
○	新設木抗
●	既設石標
○	無標

異常箇所一覧表

河川名・区		巡視日	
準	〇〇川	①	5/1
	〇〇区	②	8/1
		③	10/1

No.	区間・箇所(目標物)	L/R	施設名など	異常内容	備考
1	SP650、北陵橋		橋梁	欄干破損	
2	〃		護岸(橋梁下)	護岸下洗掘	
3	SP3400	L	管理用通路	植栽	
4	SP440	L	遊歩道	遊歩道地割れ	
5	SP4500	R	ベンチ	損傷	
6	SP4500、第2横線橋付近	R	左岸管理用通路	自転車投棄	
7	SP4500、第3横線橋付近	L	河道内	自転車投棄	
8	SP5000	R	法面上		
9	終点付近	L	護岸	コンクリートブロック破損	
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

様式7

業 務 協 議 簿 (第 回)

発議者	☐ 委託者 ☐ 受託者	発議年月日		回答希望日	月 日
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 ☐ 確認				
業務名	河川名等				
(内容)					
.....					
添付資料 ☐ 図面 (全 葉)					
処 理 回	委 託 者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 受理 ☐ その他() ☐ 回答予定日を設定します。 回答予定日 令和 年 月 日 【回答】			
		☐ 業務内容の変更の対象と ☐ しない ☐ する。ただし、詳細については別途指示する。			
回 答	受 託 者	上記について ☐ 了解 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 ☐ その他() ☐ 回答予定日を設定します。 回答予定日 令和 年 月 日 【回答】			

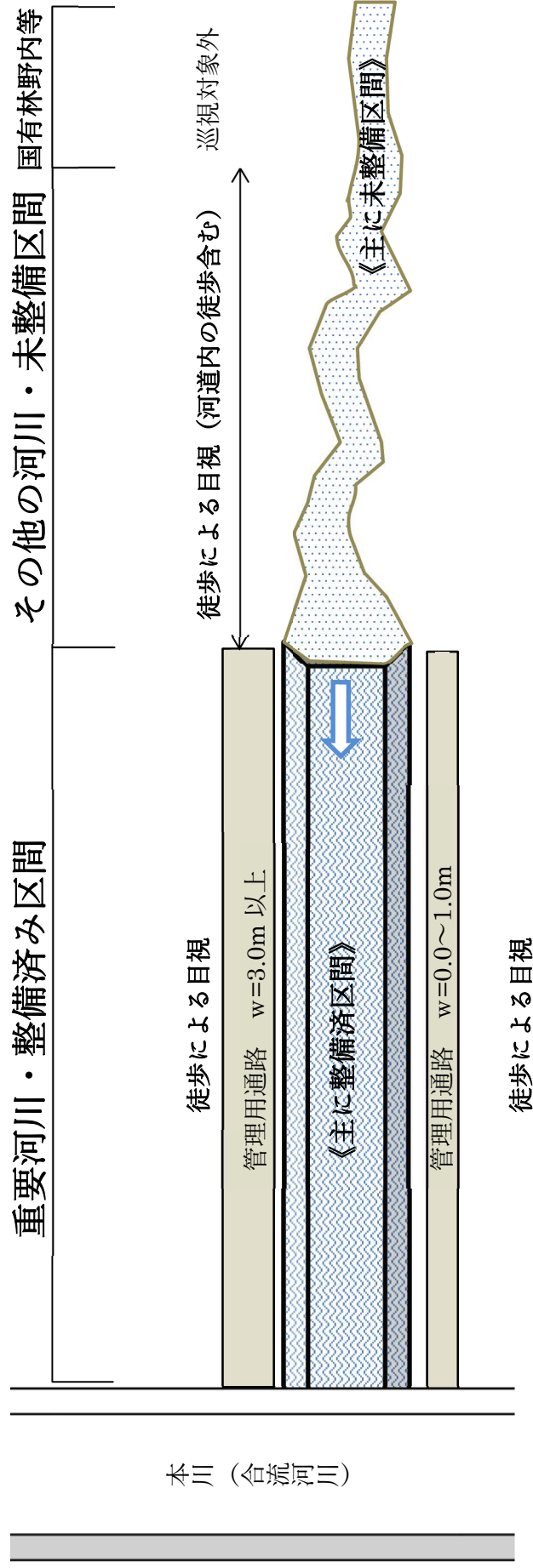
確 認 欄	委 託 者		
	課長	係長	業務員

確 認 欄	受 託 者	
	主任技術者	

別図—1 イメージ図

【基本事項】

- 巡視方法は、徒歩による目視とする。(車両からの目視は不可)
- 両岸からの巡視を基本とするが、川幅が狭く、管理スペースが無い等の河川は片岸からの巡視も可能とする。



※1 重要河川とは、法河川(1・2級、準用河川)を指す。普通河川については、市街化区域を含む、または、過去2年間のうちいずれかの年に異常がある河川が該当する。

※2 その他の河川とは、全区間市街化調整区域内を流下し、過去2年間で異常等の変化のない普通河川が該当する。

別添 1 巡視項目

巡視項目	巡 視 事 項
1 河川の清潔等	良好な河川環境の保全のため、河川区域内における水質事故等や、ごみ等の投棄がないかの確認をする。
特殊な汚濁色、油の流下、魚の浮上等の有無	河川の水質について、異常な汚濁色、油の流下等がないかどうかを把握。ある場合はその状況。
ごみ等の投棄の有無 (家庭ごみ、不要家電、放棄車両、産業廃棄物、家畜の死骸等)	河川区域内においてごみや不要家電、車両等が投棄されていないか、あるいは産廃や危険物等が放置されていないかを把握。ある場合は、その状況。原因者が特定できた場合、撤去等の指導を合わせて行う。
2 敷地及び河川管理施設	河川区域内において、利用者が河川管理施設を安全に利用できるよう危険行為防止の観点から利用状況の把握を行う。また、河川管理施設が十分な治水機能を果たせるよう健全状態であるかを確認する。
保全の状況	管理用地内において、危険行為が行われていないか、また、これによる河川機能の低下がないかを確認
保全上支障を及ぼす物件の有無	
3 許可占使用の状況	許可工作物等が許可(承認)どおり完了したか完了届等に基づき状況把握を行う。また補修が必要と認められる程度の損傷や異常等がないかを現地において把握する。
許可条件の遵守状況	許可工作物における、本体及び取付護岸、取付水路等の補修を要する損傷や異常の有無。ある場合はその状況。
許可工作物の維持管理状況	
許可工作物設置工事中における許可条件の遵守状況及び工法の適否。	許可申請受付時及び工事中における状況確認。
許可工作物が治水上に支障を及ぼす等問題点の有無。	
4 無許可占使用の状況	河川区域内において、許可を得ないで行われた土地使用や施設設置等の行為を把握する。
材木、土石等の放置及び置場使用の有無	河川区域内の土地における、無許可での土地使用の有無。ある場合はその状況。
植樹、放牧農耕等の使用の有無	河川区域内の土地における、無許可での土地使用の有無。ある場合はその状況。
汚物の放棄、汚水の排出の有無	河川管理者に無届出の污水排水の有無。ある場合その状況。
河川管理施設に影響を及ぼす行為の有無	人為的な河川の損傷等、施設に影響を及ぼす行為が行われていないかを把握。ある場合はその状況
取水及び排水行為の有無	新たな取水施設やポンプの設置、排水施設の設置による、無許可の行為の有無。ある場合その状況。
堰、樋門、水路、昇降路、橋等の設置の有無	河川区域内の土地における、無許可での施設設置の有無。ある場合はその状況。
家屋、小屋、看板等の設置の有無	
5 産出物の採取状況	許可(承認)どおり実施されているか、また、完了したかを実施計画書及び完了届等に基づき状況把握を行う。
無許可の産出物採取の有無	河川区域内の土地における、無許可で産出物採取等行為の有無。ある場合はその状況。
6 河川管理施設等の維持状況	河川管理施設等について、補修が必要と認められる程度の損傷や異常がないかを、外観観察により可能な範囲で現地において把握する。
河川管理施設の破損状況	河川管理施設について、補修が必要と認められる程度の損傷や異常等の有無。ある場合その状況。
転落防止柵等の安全施設の状況	転落防止柵等の安全施設について、補修が必要と認められる程度の損傷や汚損等顕著な変状の有無。ある場合その状況。
河道内の状況(土砂堆積・洗掘、樹木の繁茂)	河道内における砂州の形成や移動、樹木の繁茂状況や流木による、河積阻害及び構造物への影響等の有無。ある場合その状況。
暗渠の状況	河川等の暗渠管理設部の路面等沈下状況やマンホール等の破損の有無を地上部から目視で確認。異常がある場合はその状況。
7 その他公有財産の状況	その他公有財産について、良好な状態であるか、また、維持管理上修繕や改良等の必要性がないかを現地において確認する。
境界標の有無、損傷の確認	境界標があるか、盛土等によって埋まっていないか、頭部が破損していないか等を把握する。
不法占用・使用(境界侵入を含む)、不法投棄等の有無	不法占用(工作物等の越境など)、不法投棄等の不法行為がないかを把握する。
使用許可・貸付の使用状況	使用許可・貸付けを行っている土地について、許可・貸付状況に問題がないかを把握する。
環境整備(除草、清掃等)の必要性の確認	隣接地の土地利用状況を考慮し、除草やごみ処理の必要がないかを把握する。

別添2 巡視確認箇所

河川巡視		施設巡視		その他公有財産巡視	
河川管理 施設・河 道の状況	護岸	貯留池内 の状況	土砂堆積・草本繁茂	土地境界 付近の状 況	境界標の有無・損傷
	河床コンクリート		流入部		隣接地からの工作物(家 屋・塀等)の越境
	転落防止柵		排水部		植物の枝等の隣接地への 越境
	ガードレール		壁面・底面		周辺状況の確認(盛土等 による境界標等への影響)
	管理用通路		施設(柵・鍵・看板等)に破 損はないか		その他
	土砂堆積・草本繁茂		不法投棄	土地内の 状況	不法占用・不法使用
	法面・河床(自然河川)		内部の利用状況		不法投棄
	流木・倒木		その他		使用許可、貸付の状況
	水質汚濁	管路の状 況	管路上部(陥没・段差等)		環境状況(雑草、ごみ)
	陥没		マンホール(段差・ガタツキ 等)		その他
	看板		トラフ・柵(土砂等堆積・段 差・破損状況等)		
	東屋・ベンチ・遊具・階段工		グレーチング(段差・格子の 破損状況等)		
	その他		コンクリート蓋(段差・ガタツ キ等)		
河川区域 内の状況	不法占用(畑・花)		その他		
	不法占用(看板)				
	不法占用(家屋・物置)				
	不法占用(資材置き場)				
	不法占用(駐車・駐輪)				
	不法行為・危険行為				
	不法投棄				
工作物・そ の他許可 を要する 行為	許可工作物の異常				
	無許可工作物				
	取水				
	排水				

別添3 河川別巡視調書

【1級河川 調書】

番号	区	水系	河川名	河川延長(km)		巡視区域		巡視時期と延長(km)		備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1 回目	2 回目	
1	北	石狩川	安春川(9-5)	4.80	—	4.80	—	9.60	9.60	
2	北	石狩川	篠路拓北川(9-5)	4.00	—	4.00	—	8.00	8.00	
3	東	石狩川	モエレ中野川(9-5)	1.40	—	1.40	—	2.80	2.80	
6	東	石狩川	雁来川(9-5)	3.20	—	3.20	—	6.40	6.40	
7	東	石狩川	苗穂川(9-5)	2.40	—	2.40	—	4.80	4.80	
8	東	石狩川	丘珠藤木川(9-5)	2.30	—	2.30	—	4.60	4.60	一部さくらんど内
河川数 6 河川 延長 18.1 km				18.10	0.00	18.10	0.00	36.20	36.20	
巡視河川数 6 河川 延長 18.1 km								のべ巡視延長		72.40

別添3 河川別巡視調書

【準用河川 調書】

番号	区	水系	河川名	河川延長(km)		巡視区域		巡視時期と延長(km)		備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1 回目	2 回目	
1	東	石狩川	伏籠川	3.70	—	3.70	—	7.40	7.40	遊水地あり
2	北	石狩川	東屯田川	2.20	—	2.20	—	4.40	4.40	遊水地あり
3	北	石狩川	屯田川	1.60	—	1.60	—	3.20	3.20	
4	北	石狩川	新琴似川	3.10	—	3.10	—	6.20	6.20	改修中
5	中央・北	石狩川	創成川（鴨々川）	8.80	—	8.80	—	17.60	17.60	
6	北	石狩川	茨戸耕北川	1.00	—	1.00	—	2.00	2.00	
7	北	石狩川	学田川	1.50	—	1.50	—	3.00	3.00	スクリーンあり
8	東	石狩川	旧琴似川	1.10	0.61	1.10	—	1.59	1.59	一部暗渠
9	東	石狩川	丘珠川	2.10	0.40	2.10	—	3.80	3.80	一部暗渠
10	東	石狩川	丘珠2号川	0.70	—	0.70	—	1.40	1.40	航路川より上流未改修(柵渠)
11	東	石狩川	航路川	1.60	—	1.60	—	3.20	3.20	
12	北・東	石狩川	赤坊川	2.20	—	2.20	—	4.40	4.40	
13	東	石狩川	中沼中央川	1.20	—	1.20	—	2.40	2.40	
14	東	石狩川	丘珠5号川	3.51	—	3.510	—	7.02	7.02	
15	北	石狩川	篠路川	3.10	—	3.10	—	6.20	6.20	
16	北	石狩川	拓北川	0.60	—	0.60	—	1.20	1.20	あいの里公園内
17	北	石狩川	福移堤内川	0.75	—	0.75	—	1.50	1.50	
18	北	石狩川	下福移川	1.10	—	1.10	—	2.20	2.20	
45	手稲	新川	山口運河	1.60	—	1.60	—	3.20	3.20	
46	手稲	新川	アカシア川	1.10	—	1.10	—	2.20	2.20	
47	西・手稲	新川	追分川	1.78	0.01	1.78	—	3.48	3.48	一部堤外水路（0.08km）
48	手稲	新川	富丘川	1.76	0.15	1.76	—	3.37	3.37	一部暗渠（国道部）
49	手稲	新川	西宮の沢川	0.50	—	0.50	—	1.00	1.00	
50	西	新川	宮の沢川	0.90	—	—	0.90	—	—	除外（砂防区域）
51	西	新川	上追分川	0.90	—	0.90	—	1.80	1.80	
52	手稲	新川	新発寒桜川	1.30	—	1.30	—	2.60	2.60	

別添3 河川別巡視調書

【準用河川 調書】

番号	区	水系	河川名	河川延長(km)		巡視区域		巡視時期と延長(km)		備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1 回目	2 回目	
53	北	新川	発寒古川	1.46	—	1.46	—	2.92	2.92	
54	北	新川	西新川	2.60	—	2.60	—	5.20	5.20	
55	西	新川	道庁排水	2.00	0.13	2.00	—	3.87	3.87	一部暗渠
56	西	新川	左水無川	2.00	—	2.00	—	4.00	4.00	西野緑道内
57	西	新川	小別沢川	1.60	—	0.70	0.90	0.70	0.70	一部除外(道路横断部まで)未整備の為片側巡視
58	中央	新川	琴似川	2.60	—	2.60	—	5.20	5.20	上流部は道路横断部のみ
59	中央	新川	桑園新川	0.60	0.45	0.60	—	0.75	0.75	一部暗渠
60	北	新川	サクシュ琴似川	0.90	—	0.30	0.60	0.60	0.60	一部除外 (北大構内)
62	北	新川	新川西川	1.58	—	1.58	—	1.58	1.58	未整備の為片側巡視
河川数 35 河川 延長 65.041 km				65.04	1.75	62.64	2.40	121.18	121.18	
巡視河川数 34 河川 延長 62.64 km				のべ巡視延長				242.36		

別添3 河川別巡視簡書

【重要河川の普通河川 調書】

番号	区	水系	河川名	河川延長(km)		巡視区域		巡視時期と延長(km)		巡視時期と延長(km)(調整区域)		備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1回目	2回目	1回目	2回目	
1	北	石狩川	屯田第2排水	1.08	—	1.08	—	0.22	0.22	0.86	0.86	
2	北	石狩川	5番通排水	1.30	0.64	1.30	—	0.66	0.66	0.64	0.64	暗渠 (一部)
3	北	石狩川	屯田第1排水	0.29	—	0.29	—	0.29	0.29	—	—	
4	北	石狩川	屯田第3排水	0.64	—	0.64	—	0.64	0.64	—	—	
5	北	石狩川	安春川	0.61	—	0.61	—	1.22	1.22	—	—	
6	北	石狩川	真久良排水	0.64	0.64	0.64	—	0.64	0.64	—	—	暗渠 (全区間)
10	北	石狩川	新琴似第5支線排水	1.55	0.09	1.55	—	—	—	1.55	1.55	
12	北	石狩川	新琴似第3支線排水	1.50	0.12	1.50	—	—	—	1.50	1.50	
13	北	石狩川	新琴似第1支線排水	—	—	1.50	—	—	—	1.50	1.50	
14	北	石狩川	旧奈夷川支線排水	0.52	0.10	0.52	—	0.52	0.52	—	—	暗渠 (一部)
16	北	石狩川	突戸粉北排水	1.07	—	1.07	—	1.07	1.07	—	—	
17	北	石狩川	旧伏籠川第3支線排水	0.04	0.04	0.04	—	0.04	0.04	—	—	暗渠 (全区間)
18	北	石狩川	横新道排水	—	—	—	—	—	—	—	—	除外 (水路不明)
19	北	石狩川	旧伏籠川第5支線排水	0.32	0.32	0.32	—	0.32	0.32	—	—	暗渠 (全区間)
20	北	石狩川	第1排水	0.59	—	0.59	—	—	—	0.59	0.59	
22	北	石狩川	第2排水	1.31	—	1.31	—	—	—	1.31	1.31	
23	北	石狩川	第3排水	1.31	—	1.31	—	—	—	1.31	1.31	
24	北	石狩川	南1線排水(西)	0.82	—	0.82	—	0.82	0.82	—	—	
26	東	石狩川	丘珠2号水路	0.85	—	0.85	—	—	—	0.85	0.85	
27	東	石狩川	烈々布排水	2.20	2.05	2.20	—	2.20	2.20	—	—	
28	東	石狩川	駒馬場排水	0.29	0.29	0.29	—	0.29	0.29	—	—	暗渠 (全区間) 延長の精査が必要?
29	北	石狩川	篠路第1支線排水	2.30	—	1.40	0.90	—	—	1.40	1.40	
31	北	石狩川	南1線排水(東)	0.53	—	0.53	—	—	—	0.53	0.53	
32	東	石狩川	赤坊川支線排水	1.38	—	1.38	—	—	—	1.38	1.38	
33	北・東	石狩川	赤坊支水路	1.27	—	1.27	—	—	—	1.27	1.27	
34	東	石狩川	雁来新川	1.90	—	1.90	—	1.70	1.70	0.20	0.20	
35	東	石狩川	鉄工第1排水	0.32	0.03	0.32	—	0.32	0.32	—	—	
36	東	石狩川	鉄工第2排水	0.42	0.42	0.42	—	0.42	0.42	—	—	暗渠 (全区間)
37	東	石狩川	丘珠学田排水	0.90	0.70	0.90	—	0.72	0.72	0.18	0.18	暗渠 (一部)
38	東	石狩川	北丘珠1条排水	0.73	—	0.73	—	—	—	0.73	0.73	
39	東	石狩川	モエレ第1排水	1.10	—	1.10	—	—	—	1.10	1.10	
41	東	石狩川	モエレ第3排水	0.79	—	0.79	—	—	—	0.79	0.79	
48	北	石狩川	伏籠古川	0.56	—	0.56	—	0.56	0.56	—	—	
49	北	石狩川	丘珠3号水路	1.15	—	1.15	—	—	—	1.15	1.15	
50	北	石狩川	ベケレット沼	0.42	—	0.42	—	—	—	0.42	0.42	水門あり
51	北	石狩川	丸美第1排水	2.02	1.06	2.02	—	—	—	2.02	2.02	暗渠 (一部)
52	北	石狩川	丸美第2排水	1.16	0.27	0.96	0.20	—	—	0.96	0.96	暗渠 (一部)
53	北	石狩川	山口幹線排水	0.66	0.10	0.66	—	—	—	0.66	0.66	
54	北	石狩川	あいの里修景水路	2.07	0.09	2.07	—	2.07	2.07	—	—	ポンプ設備2基(別途点検実施)
55	北	石狩川	第5排水	1.47	—	1.47	—	—	—	1.47	1.47	
56	北・東	石狩川	中樞移幹線排水	2.92	—	2.92	—	—	—	2.92	2.92	
57	北・東	石狩川	樺修境内排水	4.48	—	4.48	—	—	—	4.48	4.48	
108	東	石狩川	豊畑第1排水	1.26	—	1.26	—	—	—	1.26	1.26	
109	東	石狩川	雁来川	0.10	0.10	0.10	—	0.10	0.10	—	—	暗渠 (全区間)
110	東	石狩川	雁来中央支線排水	1.02	1.02	1.02	—	1.02	1.02	—	—	暗渠 (全区間)
111	東	石狩川	雁来第3排水	0.46	0.46	0.46	—	0.46	0.46	—	—	
112	東	石狩川	豊畑第2排水	1.02	—	1.02	—	—	—	1.02	1.02	

別添3 河川別巡視簡書

【重要河川の普通河川 調査】

番号	区	水系	河川名	河川延長(km)		巡視区域		巡視時期と延長(km)		巡視時期と延長(km)(調整区域)		備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1回目	2回目	1回目	2回目	
113	東	石狩川	三角街道排水	2.70	2.70	—	—	2.70	—	—	—	暗渠(全区間)
114	東	石狩川	苗穂中通排水	0.50	0.50	0.50	—	0.50	0.50	—	—	暗渠(全区間)
232	手稲	新川	溝川	3.63	—	3.63	—	—	—	3.63	3.63	—
233	手稲	新川	瀬川	1.59	0.19	0.74	0.85	0.74	0.74	—	—	暗渠(一部) 砂防区間まで
234	手稲	新川	山口排水川	0.95	—	0.95	—	—	—	0.95	0.95	—
235	手稲	新川	東郷排水	0.79	0.79	0.79	—	0.79	0.79	—	—	暗渠(全区間)
236	手稲	新川	星置排水	0.83	0.83	0.83	—	0.83	0.83	—	—	暗渠(全区間)
237	手稲	新川	土功排水	0.85	0.09	0.85	—	0.85	0.85	—	—	暗渠(一部)
238	手稲	新川	稲穂川	2.23	0.32	1.70	0.53	1.50	1.50	0.20	0.20	暗渠(一部) 砂防区間まで
239	手稲	新川	金山川	2.52	0.08	1.19	1.33	1.19	1.19	—	—	暗渠(一部) 砂防区間まで
240	手稲	新川	瀬川排水	0.72	0.63	0.72	—	0.72	0.72	—	—	暗渠(一部)
241	手稲	新川	右瀬川	0.38	—	—	0.38	—	—	—	—	除外(砂防区間)
243	手稲	新川	手稲土坊川	0.43	—	0.43	—	0.43	0.43	—	—	—
244	手稲	新川	前田川	1.36	0.65	1.36	—	1.36	1.36	—	—	暗渠(一部)
245	手稲	新川	稲穂川	1.76	0.04	1.76	1.18	0.58	0.58	—	—	砂防区間(高速鋼管上流)まで
246	手稲	新川	稲穂東排水	1.19	0.71	1.19	—	1.19	1.19	—	—	暗渠(一部)
247	手稲	新川	本町排水	0.78	0.41	0.78	—	0.78	0.78	—	—	暗渠(一部)
248	手稲	新川	稲穂西排水	1.23	1.09	1.23	—	1.23	1.23	—	—	暗渠(一部)
249	手稲	新川	稲穂第1排水	0.47	0.11	0.47	—	0.46	0.46	0.01	0.01	暗渠(一部)
250	手稲	新川	稲穂第1支線排水	0.11	0.11	0.11	—	0.10	0.10	0.01	0.01	暗渠(一部)
251	手稲	新川	えぞ排水川	1.13	0.04	1.13	—	—	—	1.13	1.13	暗渠(新川通橋断)
252	手稲	新川	石狩街道排水	1.14	0.30	1.14	—	0.58	0.58	0.56	0.56	暗渠(一部)
253	西	新川	中の川	1.57	—	—	1.57	—	—	—	—	除外(砂防区間)
254	手稲	新川	軽川	0.95	—	—	0.95	—	—	—	—	除外(山中)
255	手稲	新川	左軽川	0.59	0.09	—	0.59	—	—	—	—	除外(山中)
256	手稲	新川	成鉱第1排水	1.33	1.33	1.33	—	1.33	1.33	—	—	暗渠(全区間)
257	手稲	新川	三樽別川	5.60	—	—	5.60	—	—	—	—	除外(砂防区間、山中)
258	手稲	新川	富丘川	0.99	0.03	—	0.99	—	—	—	—	除外(山中、高速)
259	手稲	新川	鉄道沿排水	0.19	0.19	0.19	—	0.19	0.19	—	—	暗渠(全区間)
260	手稲	新川	富丘排水	0.72	0.72	0.72	—	0.72	0.72	—	—	暗渠(全区間)
261	手稲	新川	上富岡第2排水	0.97	0.87	0.87	0.10	0.87	0.87	—	—	暗渠のみ
262	手稲	新川	無名川(手01)	0.14	—	—	0.14	—	—	—	—	除外(山中)
263	手稲	新川	無名川(手02)	0.20	—	—	0.20	—	—	—	—	除外(山中)
264	手稲	新川	上富丘第1排水	0.35	0.35	0.35	—	0.35	0.35	—	—	暗渠(全区間)
265	手稲	新川	上富丘川	2.41	0.10	0.25	2.16	0.25	0.25	—	—	砂防区間まで
266	西	新川	宮の沢川	1.67	—	—	1.67	—	—	—	—	除外(砂防区間)
267	西	新川	上追分川	0.65	—	—	0.65	—	—	—	—	除外(山中)
268	西	新川	上追分第1排水	0.59	0.12	0.12	0.47	0.12	0.12	—	—	暗渠(市街化区域まで)
269	西	新川	上追分1号川	0.50	—	0.50	—	—	—	0.50	0.50	—
271	北	新川	大排水	0.39	—	0.39	—	—	—	0.39	0.39	—
272	手稲	新川	北寒峠線排水	1.90	1.90	1.90	—	1.90	1.90	—	—	暗渠(全区間)
273	西	新川	鉄道沿東排水	0.75	0.75	0.75	—	0.75	0.75	—	—	暗渠(全区間)
274	西	新川	稲荷街道西排水	0.12	0.12	0.12	—	0.12	0.12	—	—	暗渠(全区間)
275	西	新川	蛙見川	1.29	1.29	1.29	—	1.29	1.29	—	—	暗渠(全区間)
276	西	新川	琴似寒川	6.99	—	—	6.99	—	—	—	—	除外(山中)
277	西	新川	左股川	5.26	—	—	5.26	—	—	—	—	除外(砂防)
278	西	新川	無名川(西01)	0.59	—	0.40	0.19	—	—	0.40	0.40	道路横断部まで

別添3 河川別巡回調査

【重要河川の普通河川 調査】

番号	区	水系	河川名	河川延長(km)		巡回区域		巡回時期と延長(km)		巡回時期と延長(km)(調整区域)		備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1回目	2回目	1回目	2回目	
279	西	新川	小別沢第1排水	0.43	—	0.30	0.13	—	—	0.30	0.30	道路橋断面まで
280	西	新川	小別沢第2排水	0.44	0.05	—	0.44	—	—	—	—	除外(山中)
282	中央	新川	盤溪川	6.10	—	4.14	1.96	—	—	4.14	4.14	砂防区間まで
284	中央	新川	無名川(中01)	0.77	—	—	0.77	—	—	—	—	除外(山中)
285	中央	新川	無名川(中02)	0.40	—	—	0.40	—	—	—	—	除外(山中)
286	西	新川	源八の沢川	1.48	—	—	1.48	—	—	—	—	除外(砂防区間、山中)
287	西	新川	無名川(西02)	0.27	—	—	0.27	—	—	—	—	除外(山中)
288	中央	新川	中の沢川	1.84	—	—	1.84	—	—	—	—	除外(山中)
289	中央	新川	無名川(中03)	1.53	—	—	1.53	—	—	—	—	除外(山中)
290	西	新川	福井第2排水	1.60	1.52	1.60	—	1.60	1.60	—	—	暗渠(全区間)
291	西	新川	福井第3排水	0.16	0.16	0.16	—	0.16	0.16	—	—	暗渠(全区間)
292	西	新川	平和第3排水	0.35	0.35	0.35	—	0.35	0.35	—	—	暗渠(全区間)
293	西	新川	平和排水	1.73	1.73	1.73	—	1.52	1.52	0.21	0.21	暗渠(全区間)
294	西	新川	平和第2排水	0.70	0.56	0.56	0.14	0.50	0.50	0.06	0.06	暗渠のみ
295	西	新川	平和第4排水	0.05	0.05	0.05	—	0.05	0.05	—	—	暗渠のみ
296	西	新川	平和第1排水	0.72	0.20	0.22	0.50	0.22	0.22	—	—	暗渠のみ(市街化区域のみ)
297	西	新川	宛裏第一排水	0.07	—	0.07	—	0.07	0.07	—	—	—
298	西	新川	永峰沢川	3.22	—	—	3.22	—	—	—	—	除外(砂防区間、山中)
299	西	新川	無名川(西03)	1.10	—	—	1.10	—	—	—	—	除外(砂防区間、山中)
300	西	新川	無名川(西04)	0.36	—	—	0.36	—	—	—	—	除外(山中)
301	西	新川	羽田の沢川	0.86	—	0.16	0.70	—	—	0.16	0.16	護岸部まで
302	西	新川	宮城沢川	0.30	—	—	0.30	—	—	—	—	除外(砂防区間、山中)
303	西	新川	無名川(西05)	0.24	—	—	0.24	—	—	—	—	除外(山中)
304	西	新川	無名川(西06)	1.39	—	—	1.39	—	—	—	—	除外(山中)
305	西	新川	無名川(西07)	0.94	—	—	0.94	—	—	—	—	除外(山中)
306	西	新川	無名川(西08)	0.88	—	—	0.88	—	—	—	—	除外(山中)
307	西	新川	無名川(西10)	1.76	—	—	1.76	—	—	—	—	除外(山中)
308	西	新川	八軒第一排水	0.85	—	0.85	—	0.85	0.85	—	—	—
309	中央	新川	泉川	0.83	—	0.83	—	0.83	0.83	—	—	国有林界まで
310	中央	新川	北三条川	2.13	1.91	1.91	0.22	1.91	1.91	—	—	暗渠のみ(副渠は神宮の敷地)
311	中央	新川	円山川	3.60	0.22	2.82	0.78	2.82	2.82	—	—	砂防区間まで
312	中央	新川	円山西町排水	1.00	0.12	0.27	0.73	0.27	0.27	—	—	市街化区域界まで
313	中央	新川	円山西町第2排水	0.50	0.45	0.45	0.05	0.45	0.45	—	—	暗渠のみ
314	中央	新川	円山川放水路	0.25	0.25	0.25	—	0.25	0.25	—	—	暗渠のみ
315	中央	新川	双子沢川	0.90	0.23	0.72	0.18	0.72	0.72	—	—	旭山病院下流のマンホールまで
316	中央	新川	無名川(中04)	0.44	0.13	—	0.44	—	—	—	—	除外(私有地内)
317	中央	新川	旭山川	0.53	0.22	0.53	—	0.53	0.53	—	—	—
318	中央	新川	琴似1号川	1.08	0.55	0.55	0.53	0.42	0.42	0.13	0.13	宮の森病院上流まで
319	中央	新川	琴似2号川	0.85	0.31	0.60	0.25	0.60	0.60	—	—	市街化区域界まで
320	中央	新川	大倉川	0.67	0.35	0.44	0.23	0.44	0.44	—	—	暗渠のみ 市街化区域界まで
321	中央	新川	宮の森川	0.88	0.25	0.88	—	0.65	0.65	0.23	0.23	—
322	中央	新川	琴似4号川	0.27	0.10	0.10	0.17	0.10	0.10	—	—	暗渠(学校敷地内)
323	中央	新川	琴似6号川	0.39	0.08	0.27	0.12	0.27	0.27	—	—	市街化区域界まで
324	中央	新川	琴似5号川	0.64	—	0.25	0.39	0.25	0.25	—	—	市街化区域界まで
325	中央	新川	琴似3号川	0.36	—	—	0.36	—	—	—	—	除外(山中)
326	手稲	新川	上富丘第3排水	0.43	0.35	0.35	0.08	0.35	0.35	—	—	暗渠のみ
327	西	新川	山の手沢川	0.62	0.03	0.62	—	0.28	0.28	0.34	0.34	暗渠(一部)

別添3 河川別巡視調書

【重要河川の普通河川 調書】

番号	区	水系	河川名	河川延長(km)		巡視区域		巡視時期と延長(km)		巡視時期と延長(km)(調整区域)		備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1回目	2回目	1回目	2回目	
328	北	新川	サクシユ勢似川	0.42	—	0.42	—	0.42	—	—	—	
329	中央	新川	宮の森排水	0.51	0.23	0.51	—	0.49	0.49	0.02	0.02	
330	中央	新川	伏見川	1.00	—	0.06	0.94	0.06	0.06	—	—	護岸部のみ
331	中央	新川	薬岩川	0.80	0.16	0.32	0.48	0.32	0.32	—	—	市街化区域界まで
332	中央	新川	山元川	0.20	—	0.15	0.05	0.15	0.15	—	—	市街化区域界まで
333	中央	新川	北山鼻川	0.09	0.09	0.09	—	0.09	0.09	—	—	暗渠のみ 市街化区域界まで
334	手稲	星置川	星置川	7.51	—	—	7.51	—	—	—	—	除外 (砂防区間、山中)
335	手稲	星置川	山口川	0.62	—	—	0.62	—	—	—	—	除外
336	手稲	星置川	無名川 (手03)	0.45	0.45	—	0.45	—	—	—	—	除外 (水路不明)
337	手稲	星置川	滝の沢川 (金山)	4.88	—	—	4.88	—	—	—	—	除外 (砂防区間、山中)
338	手稲	星置川	右滝の沢川	2.56	—	—	2.56	—	—	—	—	除外 (山中)
339	手稲	星置川	右滝の沢一号川	0.60	—	—	0.60	—	—	—	—	除外 (山中)
341	西	新川	鉄道沿西排水	—	—	—	—	—	—	—	—	除外 (調査中)
342	西	新川	平和第4排水(東)	0.22	0.22	0.22	—	0.22	0.22	—	—	暗渠のみ
343	東	右狩川	モエレ第3支線排水	0.50	—	0.50	—	0.24	0.24	0.26	0.26	
河川数 156 河川 延長 182.109 km				182.11	37.31	106.24	75.87	59.17	59.17	47.68	47.68	
巡視河川数 118 河川 延長 106.239 km				のべ巡視延長				118.34				95.36

別添3 河川別巡視調書

【その他の河川 調書】

番号	区	水系	河川名	河川延長(km)		巡視区域		巡視時期と延長(km)		巡視時期と延長(km)(調整区域)		備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1回目	2回目	1回目	2回目	
7	北	石狩川	旧大排水	0.66	—	0.66	—	—	—	0.66	—	道路横断部のみ
8	北	石狩川	屯田第3支線排水	0.93	0.71	0.93	—	—	—	0.93	—	暗渠(一部)
9	北	石狩川	新琴似第6支線排水	1.33	—	1.33	—	—	—	1.33	—	
11	北	石狩川	新琴似第4支線排水	1.08	1.08	1.08	—	—	—	1.08	—	暗渠(全区間)
15	北	石狩川	新琴似支線排水	0.23	0.23	0.23	—	—	—	0.23	—	暗渠(一部)
21	北	石狩川	篠路拓北排水	1.64	—	1.64	—	—	—	1.64	—	
25	北	石狩川	丘珠古川	0.63	—	0.63	—	—	—	0.63	—	
30	北	石狩川	第4排水	1.19	—	1.19	—	—	—	1.19	—	
40	東	石狩川	モエレ第2排水	0.19	—	0.19	—	—	—	0.19	—	
42	東	石狩川	モエレ第4排水	0.55	—	0.55	—	—	—	0.55	—	
43	東	石狩川	モエレ第5排水	0.24	—	0.24	—	—	—	0.24	—	
44	東	石狩川	中沼幹線排水	2.55	0.12	2.55	—	—	—	2.55	—	暗渠(一部)
45	東	石狩川	沼ノ端幹線排水	2.52	2.52	2.52	—	—	—	2.52	—	暗渠(全区間)
46	東	石狩川	中沼一号川	0.25	—	0.25	—	—	—	0.25	—	
47	東	石狩川	中沼二号川	0.70	—	0.70	—	—	—	0.70	—	
58	東	石狩川	福移東排水	0.73	0.10	0.73	—	—	—	0.73	—	
106	東	石狩川	豊畑通治線排水	0.79	0.79	0.79	—	—	—	0.79	—	暗渠(全区間)
107	東	石狩川	匯来2号排水	0.64	—	0.64	—	—	—	0.64	—	
242	手稲	新川	手稲山口川	1.22	—	1.22	—	—	—	1.22	—	
270	西	新川	西野川	0.12	—	0.12	—	—	—	0.12	—	
281	西	新川	福井第4排水	0.90	0.30	0.30	0.60	—	—	0.30	—	暗渠のみ
283	中央	新川	西盤溪川	1.61	—	—	1.61	—	—	—	—	除外(山中、立入禁止)
総河川数 22 河川 総延長 20.7 km				20.70	5.85	18.49	2.21	0.00	0.00	18.49	0.00	
巡視河川数 21 河川 巡視延長 18.49 km								のべ巡視延長	0.00	のべ巡視延長	18.49	

別添4 雨水貯留池調書

番号	年度	名称	該当区	設置場所	貯留地面積 (m2)	管路・トラフ延長 (m)	放流河川	備考
1	S58	あいの里団地(雨水貯留事業)	北区	あいの里4条8丁目	99,800.00	—	(1)茨戸川	あいの里公園と兼用(工事は河川課)
5	S61	住友石炭手稲平和団地	西区	平和3条5丁目170-13	313.00	145.0	(普)平和排水	
15	S61	岩倉手稲星の里団地	手稲区	星置3条5丁目267-41	3,783.00	35.0	(準)山口運河	
22	H2	新琴似第3地区団地	北区	新琴似12条17丁目1150-18	2,510.00	23.0	(1)安春川	平成5年多目的利用開始(中止)
23	H2	新琴似第1地区団地	北区	新琴似7条17丁目764-1	5,677.00	739.0	(普)真久良排水	
24	H3	宮岡公園隣接第2団地	西区	西野5条9丁目290-332外5	1,619.00	201.0	(2)中の川	
26	H2	篠路土地区画整理団地	北区	篠路8条5丁目	—	35.0	(1)伏籠川支川排水	篠路みどり公園と兼用
28	H3	丘珠鉄工団地南土地区画整理団地	東区	北丘珠4条1丁目87	1,600.00	262.0	(普)丘珠学田排水	
29	H3	平和土地区画整理団地	西区	平和3条9丁目3-7	961.00	155.0	(普)平和排水	
30	H3	マルワホーム企画・東豊開発(中沼団地)	東区	中沼西3条2丁目117-614外	456.00	15.0	(普)モエレ第3支線排水	
32	H1	岩倉手稲星の里団地	手稲区	星置3条5丁目267	—	25.0	(準)山口運河	グラウンドと兼用
34	H4	モエレ土地区画整理団地(丘珠地区)	東区	北丘珠1条4丁目2-14	1,600.00	25.0	排水管(道路管理)	篠路新川へ
35	H4	モエレ土地区画整理団地(中沼地区)	東区	中沼西1条1丁目12-1	1,525.00	200.0	(1)モエレ沼	
38	H5	屯田東土地区画整理団地2号	北区	屯田10条3丁目4-2外1	4,658.00	143.0	(普)茨戸耕北排水	平成11年多目的利用開始
39	H5	屯田東土地区画整理団地3号	北区	屯田11条3丁目6-2	2,582.00	125.0	(準)茨戸耕北川	
40	H6	屯田東土地区画整理団地1号	北区	屯田7条3丁目9-1	5,852.00	98.0	(普)茨戸耕北排水	
41	H6	屯田東土地区画整理団地	北区	屯田9条2丁目884-1	4,300.00	151.0	(普)茨戸耕北排水	屯田ひがし公園と兼用
42	H6	新川西土地区画整理団地	北区	新川西1条4丁目1-2外4	5,286.00	114.0	(準)西新川	旧発寒川支線排水河道貯留
43	H6	手稲星置岩倉土地開発団地	手稲区	星置3条9丁目206-129	9,196.00	40.0	(2)星置川	
44	H6	福井三共不動産団地	西区	福井10丁目371-73外1	976.00	15.0	公共下水道	

別添4 雨水貯留池調書

番号	年度	名称	該当区	設置場所	貯留地面積 (m2)	管路・トラフ延長 (m)	放流河川	備考
57	H8	東区東部土地区画整理団地	東区	東苗穂12条1丁目9	3,500.00	117.0	(1)苗穂川	
58	H8	拓北土地区画整理団地1号	北区	篠路町拓北114-1	1,480.00	11.0	(普)南1線排水	
59	H8	拓北土地区画整理団地2号	北区	篠路町拓北40-13	1,350.00	68.0	(普)第1排水	
60	H9	新川土地区画整理団地	北区	新川西1条1丁目4	8,508.00	75.0	(準)西新川	平成10年多目的利用開始
61	H9	新川工業団地	北区	新川西2条1丁目662-19	3,612.00	297.0	(準)西新川	
62	H9	屯田中部土地区画整理団地C	北区	屯田8条12丁目	4,600.00	138.0	(1)安春川	平成10年多目的利用開始
68	H10	住友石炭東苗穂団地	東区	東苗穂14条1丁目1009-97	4,582.00	10.0	(1)苗穂川	平成11年3月権利譲渡事務完了
69	H10	拓北小東地区	北区	篠路町拓北82-13	576.00	13.0	公共下水道	
71-1	H10	篠路地区住宅団地(A)	北区	篠路4条10丁目161-6外4	4,170.00	27.0	(普)伏籠古川	篠路ハルニレ公園と兼用
71-2	H10	篠路地区住宅団地(B)	北区	篠路3条10丁目139-3外	—	—	(普)伏籠古川	五戸の森緑地と兼用
78	H11	西区西野開発地区(実線編入区域)	西区	西野11条9丁目	1,763.56	40.0	公共下水道	
80	H11	屯田中部土地区画整理団地B	北区	屯田9条9丁目	9,418.00	56.0	(準)屯田川	開発面積はNo.62を含む 平成13年度多目的利用開始
93	H12	手稲山口465(岩倉大規模開発)西工区	手稲区	手稲山口465-1外	3,901.00	24.0	(2)濁川	地区計画導入・大規模開発
94	H13	新琴似1条12丁目団地～新琴似工区	北区	新琴似1条13丁目	1,201.00	6.0	公共下水道	地区計画導入・大規模開発
97	H14	新琴似1条12丁目団地～新川工区	北	新川6条13丁目	1,201.00	6.0	公共下水道	地区計画導入・大規模開発
108	H10	屯田中部土地区画整理団地A	北区	屯田9条5丁目	4,335.00	49.0	(準)東屯田川	平成15年度多目的利用開始
112	H15	北区新琴似2条7丁目67-1外	北区	新琴似2条7丁目67番地1	1,142.00	106.0	公共下水道拡充管	
143	H17	宮の森4条12丁目1266-5ほか	中央区	宮の森4条12丁目	47.34	11.0	(普)大倉川	
158	H19	王子ガーデン東苗穂(1)	東区	東苗穂15条1丁目1014番地1	541.00	41.0	(1)苗穂川	専用貯留池
159	H19	王子ガーデン東苗穂(2)	東区	東苗穂15条2丁目1013番地1	1,583.00	6.0	(普)三角街道排水	専用貯留池

別添4 雨水貯留池調書

番号	年度	名称	該当区	設置場所	貯留地面積 (m ²)	管路・トラフ延長 (m)	放流河川	備考
166	H19	手稲曙西土地区画整理団地1号貯留池	手稲区	曙12条2丁目	4,891.00	15.0	(普)手稲山口川	専用貯留池
167	H19	手稲曙西土地区画整理団地2号貯留池	手稲区	明日風5丁目	3,940.00	10.0	(2)東濁川	専用貯留池
168	H19	手稲山口土地区画整理団地1号貯留池	手稲区	明日風4丁目	2,664.00	12.0	(2)東濁川	専用貯留池
169	H19	手稲山口土地区画整理団地2号貯留池	手稲区	明日風2丁目	4,363.00	10.0	(2)東濁川	専用貯留池
170	H19	手稲山口土地区画整理団地3号貯留池	手稲区	明日風2丁目	2,370.00	11.0	(2)東濁川	専用貯留池
183	H22	南あいの里区画整理1号貯留池	北区	南あいの里3丁目	4,205.01	9.0	(1)篠路拓北川	専用貯留池
184	H22	南あいの里区画整理2号貯留池	北区	南あいの里5丁目	4,765.46	9.0	(1)篠路拓北川	専用貯留池
185	H22	南あいの里区画整理3号貯留池	北区	南あいの里7丁目	4,215.39	144.0	(普)第4排水	専用貯留池
199	H24	クールタウンほしが丘1工区貯留池	手稲区	星置3条1丁目175-13	3,044.57	6.0	公共下水道	専用貯留池
203	H20	東雁来第2土地区画整理2号貯留池	東区	東雁来11条3丁目3-2	13,036.00	14.5	(1)雁来川	専用貯留池
204	H25	東雁来第2土地区画整理1号貯留池	東区	東雁来8条3丁目1-3、1-4	20,092.00	13.5	(1)雁来川	専用貯留池
215	H27	クールタウンほしが丘2工区貯留池	手稲区	手稲山口454-8	2,632.02	8.0	(2)濁川	専用貯留池
222	H29	東雁来第2土地区画整理3号貯留池	東区	東雁来13条3丁目1-2	9,406.81	14.5	(1)雁来川	専用貯留池
231	R1	前田7条11丁目貯留池	手稲区	前田7条11丁目383-66	992.33	17.0	公共下水道	専用貯留池
232	R1	グリーンタウン東茨戸A雨水貯留池	北区	東茨戸2条1丁目181-65	1,245.50	57.0	公共下水道	専用貯留池
233	R1	グリーンタウン東茨戸B雨水貯留池	北区	東茨戸2条1丁目181-93	905.50	12.0	公共下水道	専用貯留池
237	R3	グリーンタウン東茨戸C雨水貯留池	北区	東茨戸2条1丁目169番40	1,034.95	19.0	公共下水道	専用貯留池
238	R4	ココアスタウンA	北区	東茨戸3条1丁目88-3	791.46	35.0	(準)篠路川	専用貯留池
243	R5	ココアスタウンB	北区	東茨戸4条1丁目175-223	1,082.02	136.0	(準)篠路川	専用貯留池

貯留池59カ所 管路・トラフ延長 4199.5 m

番号	該当区	所在地	地番	面積(m ²)	近接河川	隣接所有地	備考
1	北	西茨戸	18 - 14	290.18	準用河川 茨戸耕北川		
2	北	屯田町	1052 - 12	31.35	一級河川 (9-5) 屯田川		
3	北	屯田町	1051 - 5	62.31	一級河川 (9-5) 屯田川		
4	北	篠路町拓北	37 - 52ほか	74.19	一級河川 (9-5) 篠路拓北川	37-53, 37-51	
5	北	篠路町拓北	40 - 40ほか	294.9	一級河川 (9-5) 篠路拓北川	40-41, 40-42	
6	北	篠路町拓北	40 - 18	81.48	一級河川 (9-5) 篠路拓北川		
7	北	新川西 1 条 2 丁目	613 - 4ほか	676.72	準用河川 西新川	613-1	
8	北	新川西 1 条 1 丁目	612 - 1	375.18	準用河川 西新川		
9	北	篠路町福移	261 - 3	93.15	準用河川 下福移川		
10	北	篠路町拓北	40 - 1077	308	一級河川 (9-5) 篠路拓北川		
11	中央	宮の森 1 条 1 5 丁目	1286 - 1ほか	50.49	準用河川 琴似川	1286-3	
12	中央	宮の森 2 条 1 4 丁目	901ほか	59.34	準用河川 琴似川	902,903	
13	中央	宮の森 2 条 1 4 丁目	905	2.49	準用河川 琴似川		
14	手稲	西宮の沢 3 条 1 丁目	129 - 10ほか	327.81	準用河川 追分川	130-14, 131-13, 132-2, 133-15, 133-16, 137-5, 137-6, 137-165, 137-167, 137-168, 137-169	
15	手稲	西宮の沢 3 条 1 丁目	134 - 20ほか	270.67	準用河川 追分川	135-9, 136-11	
16	手稲	西宮の沢 4 条 1 丁目	139 - 16	101.22	準用河川 追分川		
17	手稲	手稲山口	295 - 11	1453.09	二級河川 (16-3) 東燭川		
18	手稲	手稲山口	295 - 6ほか	9380.72	二級河川 (16-3) 東燭川	339-2, 340-3, 341-4, 341-3, 342-18, 296-1, 297, 294-1	
19	手稲	曙 3 条 3 丁目	538 - 1ほか	928.7	二級河川 (16-3) 稲積川	538-14, 538-16, 538-42	
20	手稲	新発寒 7 条 1 1 丁目	1164 - 175ほか	187.29	準用河川 新発寒放川	1164-373, 1164-436, 1164-443, 164-438	
21	手稲	新発寒 7 条 1 1 丁目	1164 - 172ほか	113.72	準用河川 新発寒放川	1164-173, 1164-472, 1164-474, 1164-487	
22	手稲	新発寒 7 条 1 1 丁目	1164 - 174ほか	88.66	準用河川 新発寒放川	1164-433, 1164-435	
23	手稲	新発寒 7 条 1 1 丁目	1164 - 334ほか	139.51	準用河川 新発寒放川	1164-486, 1164-335	
24	手稲	新発寒 7 条 1 1 丁目	1164 - 295ほか	100.33	準用河川 新発寒放川	1164-296	
25	手稲	手稲前田	2022	540.88	準用河川 発寒古川		
26	手稲	手稲前田	2025	208.41	準用河川 発寒古川		
27	手稲	西宮の沢 2 条 1 丁目	4 - 14	378.34	準用河川 追分川		
28	西	八軒 2 条東 5 丁目	752	224.48	なし		
29	西	宮の沢 2 条 3 丁目	386 - 1	1043	二級河川 中の川		
30	西	西野 5 条 8 丁目	270 - 7	109.2	二級河川 (16-3) 西野川		
31	西	西野 3 条 9 丁目	126 - 111	27.23	二級河川 (16-3) 中の川		

番号	該当区	所在地	地番	面積(m ²)	近接河川	隣接所有地	備考
32	西	宮の沢1条5丁目	143・23	206.93	準用河川 追分川		
33	西	宮の沢1条5丁目	143・25	113.38	準用河川 追分川		
34	西	平和2条3丁目	75・1ほか	402.84	なし	75-10	
35	西	西野10条8丁目	909・2	44.03	二級河川(16-3) 西野川		
36	西	宮の沢2条5丁目	488	1588.97	二級河川 中の川		
37	西	発寒17条4丁目	941・2内	825	普通河川 稲荷街道西排水		
38	東	栄町	900・11	7.61	準用河川 丘珠川		
39	東	丘珠町	743・29	192.63	準用河川 赤坊川		
40	東	丘珠町	743・13	42.61	準用河川 赤坊川		
41	東	丘珠町	743・23	106.74	準用河川 赤坊川		
42	東	丘珠町	743・4ほか	333.4	準用河川 赤坊川	743-5, 744-9, 744-10	
43	東	東雁来3条1丁目	501・81ほか	47.94	なし	501-83, 501-26	
44	東	中沼町	34・749	58.17	準用河川 中沼中央川		
45	東	中沼4条2丁目	34・507ほか	278.29	準用河川 中沼中央川	34-510	
46	東	北49条東6丁目	831・8ほか	106.88	なし	831-11	
47	東	北49条東8丁目	832・7ほか	753.45	なし	832-8, 832-9, 832-10, 832-11, 832-12, 836-2	
48	東	東苗穂町	626・51	0.89	一級河川(9-5) 苗穂川		
49	東	栄町	910・11	18.31	準用河川 丘珠川		
50	東	丘珠町	729・228ほか	889.11	普通河川 赤坊川支線排水	729-229, 729-230, 729-231	
51	東	丘珠町	729・253ほか	724.54	普通河川 赤坊川支線排水	729-254, 729-255, 729-256, 729-257, 729-258	
52	東	東雁来6条3丁目	89・11	608.24	一級河川(9-5) 雁来川		
53	東	丘珠町	729・283ほか	424.71	普通河川 赤坊川支線排水	729-286	
54	東	北39条東21丁目	521・2	171.62	なし		
55	東	中沼町	113・1044	73.61	一級河川(9-5) モエレ中野川		
56	東	中沼町	113・1046	230.61	一級河川(9-5) モエレ中野川		
57	東	中沼町	113・472ほか	791.08	普通河川 モエレ第三支線排水	113-473, 113-474, 113-475, 113-476, 113-477, 113-478, 113-479, 113-480	
58	東	東雁来5条1丁目	90・22	343.77	一級河川(9-5) 雁来川		
59	東	東雁来5条1丁目	90・49ほか	482.66	一級河川(9-5) 雁来川	90-51, 90-21	
60	東	東雁来4条1丁目	62・34	7.35	一級河川(9-5) 雁来川		
61	東	東雁来4条1丁目	76・25	380.86	一級河川(9-5) 雁来川		
62	東	東雁来4条1丁目	76・26	366.68	一級河川(9-5) 雁来川		
63	東	中沼町	127・386	92.62	一級河川(9-5) モエレ中野川		

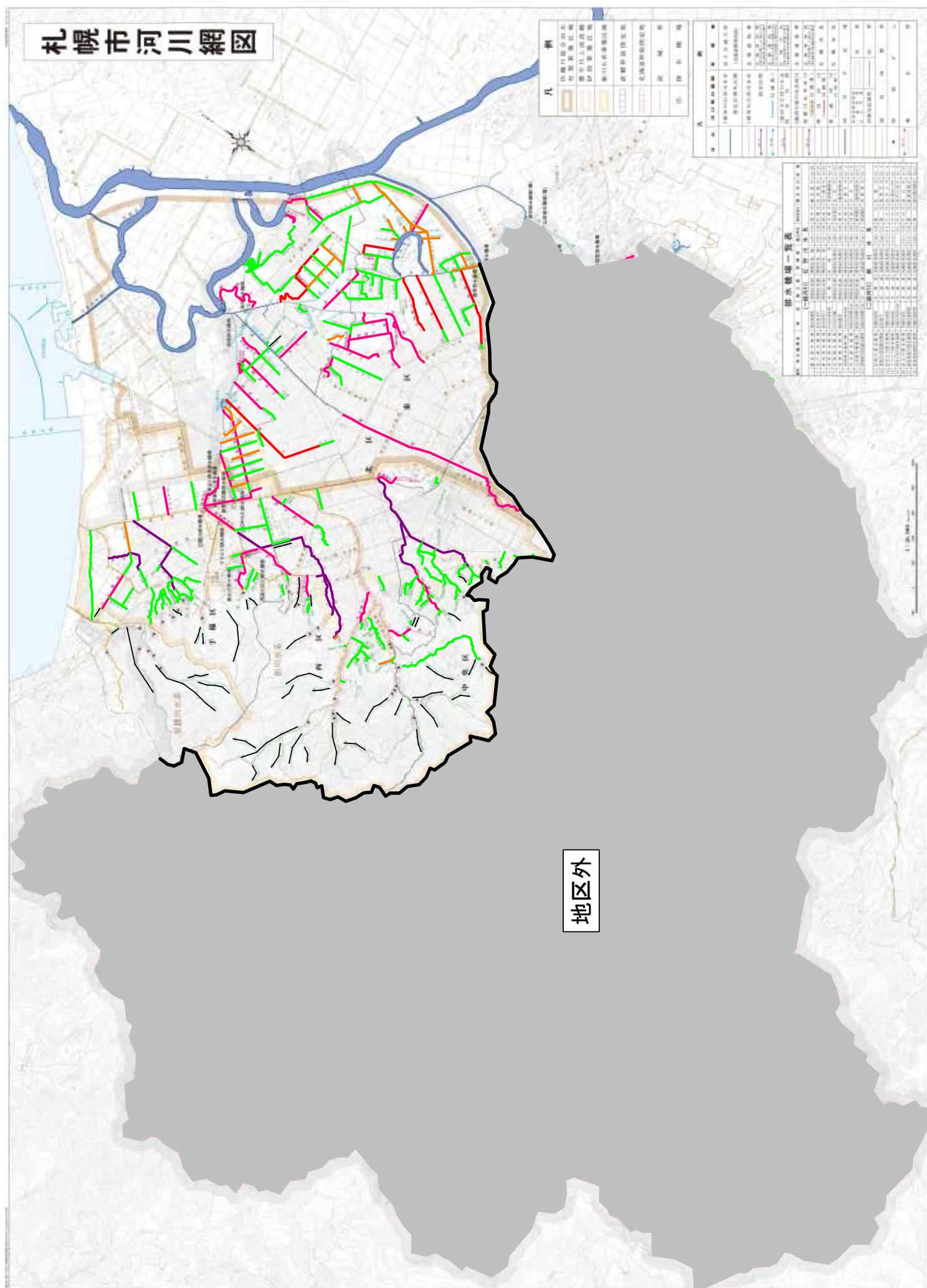
番号	該当区	所在地	地番	面積(m2)	近接河川	隣接所有地	備考
64	東	中沼町	127 - 387ほか	246.2	一級河川 (9-5) モエレ中野川	127-482	
65	東	東雁来5条1丁目	90 - 38	13.02	一級河川 (9-5) 雁来川		
66	手稲	新発寒4条6丁目	1143 - 6	179.83	二級河川 (16-3) 旧中の川		
67	手稲	前田10条10丁目	106-6	2845	二級河川 旧軽川		旧軽川排水機場敷地
68	中央	南7条西25丁目	8-1ほか	470.32	なし	8-3	サクシュ琴似川調整池敷
69	中央	界川1丁目	495-14	244.45	二級河川 (16-3) 界川		
70	東	丘珠町	250 - 7	141.08	準用河川 伏籠川		
71	東	丘珠町	252 - 10ほか	3785.27	準用河川 伏籠川	252-11, 252-12, 247-3, 248-3, 249-2	
72	東	丘珠町	171-18ほか	1833.19	普通河川 丘珠5号川	171-19, 171-20	
73	東	丘珠町	245-3	724.64	普通河川 伏籠川		

その他公有財産 73カ所

札幌市河川巡視業務 河川巡視位置図 凡例

河川区分		色分け	巡視回数
重要河川	9－5河川	赤色	2回
	16－3河川	紫色	2回
	準用河川	桃色	2回
	普通河川	緑色	2回
その他の河川	普通河川	橙色	1回

札幌市河川網図



地区外